

## 和歌山県特別栽培農産物認証要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、和歌山県内で生産される特別栽培農産物について、栽培方法の基準を定め、その基準に適合している農産物を認証することにより消費者の信頼を高めるとともに、その生産の振興と流通の円滑化を図り、もって環境保全型農業の振興に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

用語	定義
和歌山県特別栽培農産物	県内で生産される特別栽培農産物であって、認証機関の認証を受けた農産物とする。
認証	県内で生産された米、野菜、果樹等で別に定める和歌山県特別栽培農産物の認証基準に適合することを認証機関が認めること。または、特別栽培農産物の小分けや精米について、適切に行われていることを認証機関が認めること。
認証機関	県が認定した和歌山県特別栽培農産物を認証する業務を行う団体

### (認証機関の認定)

第3条 認証機関の認定を受けようとする者は、別に定める書類を添えて県に申請するものとする。

2 県は、次の要件に適合する場合、認証機関を認定する。

- (1) 県内に事務所を有すること
- (2) 認証を的確かつ円滑に行うのに十分な経理的基礎を有する法人であること
- (3) 認証に関する業務規程が定められていること
- (4) 県の認証基準に基づく和歌山県特別栽培農産物の認証業務を的確に遂行できる団体で、別に定める指導、検査、判定の体制が整備されていること

3 県は、必要に応じて認証機関の検査を行うものとする。

4 認定は、5年ごとに更新するものとする。

### (認証機関の義務)

第4条 認証機関は、認証の申請があったときには、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく認証に関する業務を行うものとする。

2 認証機関は、認証に関する申請書類、検査報告書、判定に関する記録等について整備し、これを5年間保存しなければならない。

3 認証機関は、認証に関して判定を行ったときは、その結果を知事に報告しなければならない。

### (認証機関の認定の取り消し)

第5条 知事は、認証機関が第3条第2項の要件に合致しなくなった場合、または認証機関として不適当と認めた場合、認証機関の認定を取り消すことができる。

### (認証の申請)

第6条 和歌山県特別栽培農産物の認証を受けようとする農業者または農業生産団体は、認証機関に対して当該機関の業務規程に従い認証の申請を行うものとする。

2 和歌山県特別栽培農産物の認証を受けた玄米を用いた精米の認証を受けようとする者、または認証を受けた農産物の小分けを行おうとする者は、認証機関に対して当該機関の業務規程に従い認証の申請を行うものとする。

(認証の有効期間)

第7条 認証の有効期間は、1年間を限度とする。ただし、有効期間内に出荷を開始した認証を受けた農産物がほ場に存在する場合は、認証を受けた農産物の出荷が終了するまでとする。

(認証品の表示)

第8条 和歌山県特別栽培農産物の認証を受けた農業者または農業生産団体、および和歌山県特別栽培農産物の認証を受けた玄米を用いた精米の認証を受けた精米業者、または認証を受けた農産物の小分けの認証を受けた小分け業者は、出荷容器等に「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」(以下「ガイドライン」とする。)に基づく表示を行うとともに、県が定めた認証マーク(以下、「認証マーク」とする。)を付して販売することができる。

2 認証マークを使用しようとする者は、認証マークの適切な管理に努めるとともに、出荷終了後は速やかに使用状況を認証機関に報告するものとする。

3 認証機関は、認証マークの使用状況を県に報告するものとする。

4 認証機関は、認証マーク、その他の表示が不適正であると認めた場合は認証を取り消すとともに認証マークの使用の中止を命ずるものとする。

5 認証マークの使用法、規格、その他必要な表示については、別に定めるものとする。

(ほ場看板の設置)

第9条 和歌山県特別栽培農産物の認証を受けようとする農業者または農業生産団体は、ガイドラインに基づき和歌山県特別栽培農産物の生産ほ場にその旨を示す看板を設置するものとする。

(生産の基準)

第10条 県は、和歌山県特別栽培農産物の認証についての生産基準を定めるとともに、必要に応じて基準の改正または品目の追加をするものとする。

2 県は、基準の策定及び改正にあたっては生産団体や学識経験者等の意見を聞くことができる。

(制度の運営に関する協議)

第11条 県は、本認証制度の適正な運用に関し、必要な事項は、和歌山県環境保全型農業推進協議会により協議するものとする。

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成13年12月3日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成15年11月11日から施行する。

2 この要綱による改正後の和歌山県特別栽培農産物認証要綱の規定にかかわらず、平成16年3月以前に生産された農産物の認証については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成27年3月23日から施行する。